

玉掛け技能講習開催のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件、労働安全衛生法第61条で事業者は、**資格を有する者でなければ当該業務に就かせてはならない**、と、定められています。無資格者による災害防止のためにもぜひこの機会に受講されますようご案内申し上げます。 敬具

記

- 日時 : (学科) (1日目) 平成30年5月29日(火) 9:30~17:00
(2日目) 平成30年5月30日(水) 9:30~17:00
(実技) (3日目) 平成30年6月10日(日) 9:00~16:30
 - 会場 : (学科) (1日目) 茨木市福祉文化会館303号室(3階)
(2日目) 茨木市福祉文化会館202号室(2階)
茨木市駅前4-7-55(茨木市役所道向かい)
(実技) (3日目) 株式会社西島製作所
高槻市宮田町1-1-8
 - 受講要件 : **クレーン等でつり上げ荷重1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者。**
実務経験の事業者証明は、事業場を代表する者(社長、所長、工場長支店長、市長等)に限ります。
 - 受講料 : 21,085円【講習料18,000円・同消費税1,440円、テキスト代1,645円(税込)】
 - 定員 : 先着30人
 - お申込み : (1)裏面の仮申請書に必要事項を記入し、FAXを入れ予約する。
(2)予約の取れたことを確認の上正式な申込書(受講申込書兼修了者台帳および実務経験証明書に必要事項を記入、顔写真を貼って郵送またはご持参ください。
(これらが必要な場合は協会に請求してください。)
 - 本籍地確認 : **平成29年4月以降に実施される技能講習から、修了者台帳への本籍地の記載及び、本籍地を証明する書類は不要です。**
 - お支払い : (1)現金を協会に持参 } 左記の何れの方法でも可
(2)現金書留 } テキストの事前送付をご希望の場合は、1冊につき216円の送料を加算してください。
(3)銀行振込み }
- 〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
(一社)茨木労働基準協会
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
受講料振込先:りそな銀行茨木西支店
口座番号(普通)1135303
口座名義 一般社団法人茨木労働基準協会
- その他 : (1)講習に1日でも**欠席**又は**遅刻**をすると**受講放棄**として取り扱います。
(2)受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできません。

以上

平成 年 月 日

(一社)茨木労働基準協会 宛
TEL:072-622-8487
FAX:072-621-5763

各種技能講習受講申込書(仮申請用) (H. 23年4月改訂)

事業所名: _____ 担当部署: _____ 担当者: _____

所在地: _____ TEL: _____ FAX: _____

講習種別名・番号	講習種別 番号	ふりがな 受講者氏名	受講番号 (記入不要)	受講料(円)
フォークリフト15hコース ①				
フォークリフト31hコース ②				
玉掛け作業 ③				

受講者()人分 支払総額()円

※ 受講料の支払い、テキストの受け渡しについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支払い方法	協会まで持参	現金書留	銀行振り込み
テキスト受け渡し	事前に協会です取り	事前送付希望	講習当日受取り

記

- 各種技能講習会のご案内発送と同時に申込みの受け付けを開始いたしますので、早めにFAXで当協会宛に仮申請(予約)してください。(仮申請はこの申込書をご使用ください。)
予約の確認後、2週間以内に(ただし、講習日初日までに2週間の期間がない場合は速やかに)正式申請をしてください。
- 2週間以内に申込手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。
- 正式申請は、**受講申込書兼修了者台帳(本籍地の記載は不要)、実務経験証明書**に必要事項を記入の上受講料を添えて、当協会までお申込みください。(上記書類は協会にご請求下さい)
受講申込書兼修了者台帳は持参するか郵送でお願い致します。(FAX不可)なお、受講料は銀行振込み、現金書留でも受付いたします。
- テキストの事前送付をご希望の場合は、1冊につき216円の送料が必要です。
- 受講料
① フォークリフト15hコース 16,740円
② フォークリフト31hコース 36,180円
③ 玉掛け作業 21,085円
- 正式申込み以降の取扱いについて
 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。
 講習日に1日でも**欠席**又は**遅刻**をされますと**受講を放棄**したものと取り扱いを致します。
 受講日の変更は講習初日の2週間前までであれば次回以降に変更が可能です。
それ以降の変更はできません。受講者の変更で対応をお願いします。
 受講者の変更は講習初日の前日まで可能です。ただし、正式な申請書の提出が必要です。

以上